

ひと
女と男

男女が共に生きるメッセージ

パートナーシップ

問合せ先 企画課男女共同参画推進係 ☎72-2111内線222

小郡市男女共同参画推進条例を紹介します

市では、平成20年4月に男女共同参画推進条例を施行し、男女の権利が尊重され、自分らしくいきいきと生活できるまちづくりに取り組んでいます。この条例では、次の6つの基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成をめざすこととされています。

(1) 男女の人権の尊重

- ・尊厳を重んじられ、人権が尊重されること
- ・性別によって差別的取扱いを受けないこと
- ・個人の能力を発揮する機会が確保されること

(3) 政策等の立案・決定への参画

- ・男女が社会の対等な構成員であること
- ・政策や企業の方針の立案・決定に、男女が参画する機会が確保されること

(5) 性と生殖に関し健康的な生活を営む権利の尊重

- ・男女が対等な関係の下、互いの性や生殖に関し理解を深めること
- ・生涯にわたり安全な環境の下で健康的に生活できること

(2) 社会の制度や慣行についての配慮

- ・あらゆる分野で、固定的な性別役割分担などを反映した制度や慣行に制限されないこと
- ・自らの意思と責任の下、活動を選択できること

(4) 家庭生活と他の活動の両立

- ・子育てや介護、家事などの家庭生活が、男女の協力と社会の支援の下に行われること
- ・家庭生活と仕事、地域の活動などを両立できること

(6) 国際的協調

- ・男女共同参画の取組が国際社会と協調し行われること



■DVやデートDV、その他の悩みの相談窓口を紹介します

おごおり女性ホットライン
☎092-513-7337

月～金曜日／午前10時～午後5時
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

配偶者や恋人からの暴力についての相談のほか、セクシュアル・ハラスメントや仕事、地域、家庭のことなどさまざまな悩みに専門の相談員が対応します。



配偶者や恋人からの
暴力に悩んでいませんか？
ひとりで悩まずに相談して
ください。



福岡県あすばる女性相談
ホットライン

☎092-584-1266 午前9時～午後5時
金曜(祝日除く)のみ午後6時～8時30分も相談できます(8月13～15日除く)

北筑後保健福祉環境事務所
(DV相談専用電話)

☎0942-34-8111
月～金(祝日除く) 午前8時30分～午後5時15分

福岡県配偶者からの
暴力相談電話

☎092-663-8724
月～金 午後5時～午前0時、土日祝 午前9時～午前0時

※上記は全て、12月29日～1月3日を除きます

※緊急の場合は、最寄りの警察署(小郡警察署☎73-0110)、または110番に連絡してください